

長 視 第 3 4 3 号  
平成 2 7 年 1 2 月 3 日

日本関税協会長崎支部長 殿

長崎税関監視部長  
上 野 博 喜



### 年末特別警戒期間における協力依頼について

初冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から税関行政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、最近の社会悪物品の密輸入動向を見ますと、不正薬物の密輸入は後を絶たず、指定薬物（いわゆる危険ドラッグ）についても、本年4月に関税法上の輸入してはならない貨物に追加されて以降、わずか2か月で昨年1年間の不正薬物摘発実績を超える件数が摘発される事態となっており、不正薬物の密輸が深刻な状況にあります。

このような状況を踏まえ、長崎税関では、本年12月7日から12月16日までを「年末特別警戒期間」と定め、不正薬物及び銃器といった社会悪物品に対する水際取締りを一層強化させることとしております。

つきましては、このような状況を踏まえ、改めて貴協会支部と長崎税関の密輸入防止のための協力関係を維持・推進し、薬物及び銃器の密輸入取締りの強化を図りたいと考えておりますので、引き続き、社会悪物品の密輸入に関する取締りについてご協力方宜しくお願い致します。